2024年11月改訂版

わんデイズ・にゃんデイズ

ペット医療費用保険

重要事項説明書

本書は、ご契約に際し特にご確認いただきたい重要な事項（「契約概要」「注意喚起情報」）を記載したものです。内容を十分ご理解のうえ、お申し込みくださいますようお願いします。

アイコンの説明

契約概要	保険商品の内容をご理解いただくための事項
注意喚起情報	ご契約に際して保険契約者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項

目　次

1. ご契約前にご確認いただきたいこと …… P2～5

- 1 商品の仕組み
- 2 補償内容
- 3 保険料の決定の仕組みと払込方法等
- 4 満期返戻金・契約者配当金

2. 契約時におけるご注意事項 …… P6

- 1 告知義務
- 2 クーリングオフ制度（お申込みの撤回等について）
- 3 当社からのご連絡について

3. 契約後におけるご注意事項 …… P7

- 1 通知義務
- 2 解約・失効・解除と返還保険料
- 3 契約内容の変更

4. その他ご留意いただきたいこと …… P8～10

- 1 自動継続について
- 2 保険金の請求について
- 3 保険金をお支払いする時期について
- 4 保険料控除
- 5 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い
- 6 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減
- 7 少額短期保険業者について
- 8 個人情報の取扱いについて
- 9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口
- 10 支払時情報交換制度
- 11 指定紛争解決機関

本書はご契約に関するすべての内容を記載しているものではありません。詳しくは「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」でご確認ください。

あなたの大切な小さな家族を守るために
リトルファミリー
少額短期保険株式会社

1. ご契約前にご確認いただきたいこと

1 商品の仕組み

契約概要

この保険は、保険の対象となる家庭で飼養されているどうぶつ＊1が、ケガ・病気＊2によって診療を受けたことにより、被保険者が負担された診療費に対して保険金をお支払いします。

＊1 どうぶつとは、約款上の「対象ペット」のことを指し、以下同様とします。
＊2 ケガ・病気とは、約款上の「傷害または疾病」のことを指します。

2 補償内容

契約概要　注意喚起情報

① 保険金をお支払いする場合

被保険者が負担された通院・入院および手術＊ の診療費が、以下の両方にあてはまる場合は、その診療費に対して補償割合を乗じた金額を保険金としてお支払いします。

（ア）ご契約の対象ペットがケガ・病気を被ったことによる診療費であること
（イ）保険期間中、かつ、日本国内での診療による診療費であること

＊ 各診療の形態について

通 院	獣医師による診療が必要な場合において、当該保険契約の対象ペットが、動物病院で診療を受けまたは往診により、獣医師による入院および手術以外の治療を受けさせることをいいます。
入 院	獣医師による診療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、対象ペットを動物病院に入れ、常に獣医師の管理下において治療に専念させることをいいます。
手 術	診療を目的とし、器具および全身麻酔を用いて患部または必要部位に切除、切開等を行うことをいい、全身麻酔下での整形外科疾患の非観血的処置および食道、胃等における異物除去目的のための内視鏡を用いた処置も含むものとします。なお、局所麻酔または注射麻酔での鎮静下で行う診断行為および全身麻酔下である場合でも切開切除を伴わないMRI検査、CT検査、脊髄液検査などは含みません。

② 保険金をお支払いできない主な場合

この保険では次に掲げる事由によって生じたケガ・病気等に対しては、保険金をお支払いしません。
詳しくは、「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」をご確認ください。

既往症・ 先天性異常 等	・保険期間が始まる前から被っていた傷病 ・保険期間が始まる前に既に獣医師の診断により発見されていた先天性異常 ※継続診療および関連のある症状の治療を含みます。
ワクチン等により 予防できる病気 （疑い含む）	・犬パルボウイルス感染症　・犬ジステンパーウイルス感染症 ・犬パラインフルエンザウイルス感染症　・犬伝染性肝炎 ・犬アデノウイルス2型感染症　・狂犬病 ・犬コロナウイルス感染症　・犬レプトスピラ感染症　・フィラリア感染症 ・猫汎白血球減少症　・猫カリシウイルス感染症 ・猫ウイルス性鼻気管炎　・猫白血病ウイルス感染症 ※疾病の発症日がその予防措置の有効期間内であった場合および獣医師の判断により予防措置を講じることができなかったと認められる場合を除きます。 ※予防措置を講じたとする期間は、ワクチン接種日からワクチン接種証明書等に記載の次回予定日までとします。
予防に 関する費用 等	・予防目的の際の初診料、再診料 等　・フィラリア・ノミ・ダニ駆除薬費用 等 ・予防のためのワクチン接種費用 等 ※治療を目的として動物病院で使用された分および持ち帰りは1回分のみを治療目的とみなします。
歯科治療および 口腔外科治療	・歯科治療に起因するすべての検査、治療および口腔外科手術（歯肉、歯根の疾患の治療を含む）。 ※傷害の治療を目的とする場合を除きます。

傷病にあたらないもの	・正常な妊娠・出産（死産を含む）、交配、早産、帝王切開、流産、人工流産ならびにそれらによって生じた症状および傷病 ・去勢、避妊（術前後の関連する費用を含む）、乳歯遺残、不正咬合、停留睾丸、臍ヘルニア、そけいヘルニア、まつげの処置（検査・投薬等を伴わないもの）、涙やけの処置（検査・投薬等を伴わないもの）、爪切り（狼爪の除去を含む）、耳掃除（除毛、抜毛を含む）、肛門腺しぼりに起因するすべての処置および日常のケアまたは美容を目的とする処置 ・断耳、断尾、声帯除去および美容整形のための処置 ※他の傷病の治療の手段としてこれらの処置またはこれらに対しての処置を行った場合を除きます。
検査・代替医療 等	・定期検診および予防のための検査費用および予防措置など、健康体に行われた検査費用および措置 ・中国医学（鍼灸、医薬品漢方薬を除く）、インド医学、ハーブ療法、アロマセラピー、ホリスティック医療（ホメオパシー、オゾン療法等）、温泉療法および酸素療法、免疫療法、再生療法、その他当社が代替医療と定めた獣医学的処置
健康食品・医薬部外品 等	・入院中の食餌に該当しない食物および療法食 等 ・獣医師が処方する医薬品以外のもの（サプリメント等の健康補助食品、医薬品指定のない漢方薬、医薬部外品 等） ※医薬品以外のものは使用される場所（病院内外）を問いません。
その他の費用	・シャンプー（薬用シャンプー、医薬品シャンプーを含む）、イヤークリーナー、スキンコンディショナーおよび医薬品以外のすべての物品 ※動物病院内で治療を目的に使用されたもの、および動物病院で購入した治療目的の医療器具を除きます。 ・カウンセリング料、相談料、指導料、しつけ料、行動修正法にかかわる費用およびセカンドオピニオン料 ・時間外診療費および往診料等の診察加算料（初診料、再診料等の基本診察料に加算される費用）、ペットホテルまたは預かり料、散歩料、文書料、動物病院へ 行かず薬剤のみ配達される配達料およびこれらと同種の費用 ・安楽死、遺体処置および解剖検査、葬儀費または埋葬費などペットの死後に要した費用 ・マイクロチップの挿入費用 ・治療を伴わない介護やリハビリテーション（理学療法）等にかかる費用
自然災害によるもの	・地震または噴火、これらによる津波によって被った傷病
保険契約者・被保険者の行為によるもの	・保険契約者または被保険者の故意または重大な過失によって被った傷病 等

③ 補償の重複 注意喚起情報

被保険者が、既に同一のペットを対象とする他の同種の保険商品をご契約されている場合には、補償範囲が重複することがあります。その場合、実際の診療費・損害賠償額（100％）を超えて保険金のお支払いを受けることはできません。補償内容等をよくご確認した上でお申込みください。

④ 補償プラン（補償割合）の設定 契約概要

ご契約いただいた補償プランはマイページ等にてご確認ください。

	年間通算支払限度額		
	通 院	入 院	手 術
70％プラン 補償割合：70％	30万円	60万円	30万円
50％プラン 補償割合：50％	30万円	60万円	30万円

❺ 被保険者の範囲 契約概要

主にペットの飼い主の方で、補償を受けられる1～4の方（保険金を請求できる方）をいいます。

1	記名被保険者（保険契約者）
2	記名被保険者の配偶者＊1
3	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする同居の親族＊2
4	記名被保険者またはその配偶者と生計を共にする別居の未婚＊3の子

＊1 事実上婚姻関係のある夫または妻（内縁）を含みません。
＊2 6親等内の血族、3親等内の姻族をいいます。
＊3 未婚とはこれまで婚姻歴のないことをいいます。

❻ 保険期間および補償の開始・終了時期 契約概要 注意喚起情報

（ア）保険期間

当商品の保険期間は1年です。

（イ）補償開始の時期（補償開始日）

お客さまがご選択された日（申込日から30日後～60日後の範囲内）の午前0時より開始します。

※当社の審査ならびにクレジットカードの決済が完了していることが条件となります。

（ウ）補償終了の時期（満期日）

保険期間の最終日の午後12時をもって補償は終了します。

❼ 引受条件など 契約概要

（ア）対象ペットが日本国内の家庭で愛がん用または伴侶動物（コンパニオンアニマル）として飼育されている犬*または猫であること。

＊ 身体障害者補助犬法（平成14年法律第49号）第2条（定義）に定める身体障害者補助犬（盲導犬、介助犬および聴導犬）を含み、事業を目的に飼育または販売される犬または猫、興行用の犬または猫、地域猫（特定の家庭で飼育されていない猫）、闘犬、賭犬および猟犬は含みません。

（イ）補償開始日時点におけるペット年齢が生後30日以上満9歳未満であること。

（ウ）保険契約者が、日本国内に在住の個人であること。

・告知内容により、お引受けできない場合や、特定の傷病や体の部位については補償しないといった条件でのお引受けとなる場合があります。
・保険契約者が18歳未満の場合はお申込みできません。

3 保険料の決定の仕組みと払込方法等

1 保険料決定の仕組み 契約概要

保険料は、補償プラン、対象ペットの品種・年齢・体重等により決定します。
実際の保険料は、マイページ・パンフレット等をご確認ください。なお、継続契約の保険料は、継続前に当社よりご案内いたします。

⚠ 商品改定等により保険料が変更になる場合があります。その際は別途お知らせいたします。

2 保険料の払込方法・回数 契約概要 注意喚起情報

保険料の払込方法は、「クレジットカード払い」のみとなります。また、保険料の払込回数は、毎月払い込む「月払」のみとなります。
※クレジットカードの有効期限が変更になる場合は、マイページから登録変更の手続きが必要になります。

3 保険料の払込期日・払込猶予期間の取扱い 注意喚起情報

第1回保険料の払込期日は保険期間の初日、第2回目以降保険料の払込期日は保険期間の初日の各月単位の始期応当日となります。
保険料払込猶予期間は第1回保険料はありません。第2回目以降保険料は、払込期日の翌々月始期応当日となります。
払込猶予期間までに保険料の払込みがない場合には、払込猶予期間の満了日の翌日に保険契約は解除となります。

⚠ 保険料の払込みがなく払込期日の属する月または払込猶予期間中にケガ・病気が発生した場合には、発生日までの期間に対応する保険料の払込みが必要です。また、保険契約者および被保険者からお申し出があった場合には、支払保険金から未払込の保険料相当額を差し引いて保険金を支払うことができます。

4 満期返戻金・契約者配当金 契約概要

この保険には、満期返戻金・契約者配当金はありません。

2. 契約時におけるご注意事項

1 告知義務

注意喚起情報

保険契約者または被保険者となる方は、保険契約締結の際、当社が告知を求めた事項（告知事項）について事実を正確に告知する義務（告知義務）があります。
告知事項について、故意または重大な過失によって事実を告げなかった場合または事実と異なることを告げた場合は、告知義務違反として保険契約を解除させていただくことや保険金が支払われないことがありますので、ご注意ください。

主な告知事項	・対象ペットの情報 ・対象ペットの過去および現在のケガ、病気などの健康状態 ・他のペット保険の加入の有無

対象ペットの過去および現在のケガ・病気などの健康状態についての告知事項については、申込み時に正確にご回答ください。なお、告知いただいた内容についての確認のため、当社よりご連絡させていただく場合がありますので、あらかじめご了承ください。

2 クーリングオフ制度（お申込みの撤回等について）

注意喚起情報

この保険は保険期間が1年以下であるため、ご契約お申込み後に、お申込みの撤回または契約の解除（クーリング・オフ）を行うことはできません。

3 当社からのご連絡について

当社からお客さまへのご連絡は、ご契約時に登録いただくメールアドレスや携帯電話番号へのショートメッセージサービス（SMS）でお送りします。保険料未納などの重要なご案内をお送りする場合がありますので、受信設定についてはこちら（https://littlefamily.notion.site/13b1b95a611980f0bc29c641d326f349）をご参照いただき、必ずご確認ください。

3. 契約後におけるご注意事項

1 通知義務

注意喚起情報

保険契約者名や連絡先等が変更になった場合は、インターネット上のマイページにて変更のお手続きをお願いいたします。

2 解約・失効・解除と返還保険料

注意喚起情報

保険契約を解約（保険契約者のお申し出により、保険期間の途中で保険契約を解約すること）される場合や、対象ペットが死亡した場合（失効）にも、インターネット上のマイページにてお手続きが必要となります。

1 保険契約を解約する場合

平日18時までにいただいた解約お申込みは、3営業日後に解約お手続きを取らせていただきます。
※ 解約による返戻金はありません。

2 対象ペットが死亡した場合

対象ペットが死亡した場合、保険契約は失効となります。この場合、領収した保険料より未経過期間に対応する保険料を月単位で計算した額を、所定のお手続き完了後に返還いたします。

3 重大事由による解除

保険契約者または被保険者が次のいずれかに該当する場合などについては、保険契約を解除し、保険金をお支払いできないことがあります。

（ア）当社に保険金を支払わせることを目的として対象ペットに傷病を生じさせ、または生じさせようとしたこと。
（イ）保険金の請求について詐欺を行い、または行おうとしたこと。
（ウ）暴力団関係者、その他の反社会的勢力等に該当すると認められたこと。
（エ）上記のほか、（ア）～（ウ）と同程度に当社の信頼を損ない、保険契約の存続を困難とする重大な事由を生じさせたこと。

3 契約内容の変更

注意喚起情報

補償プランの変更はできません。

4. その他ご留意いただきたいこと

1 自動継続について

契約概要　注意喚起情報

当商品は、すべてのご契約に自動継続が適用されます。継続を希望されない場合（満期解約）は、お手続きが必要となりますので、当社より満期日の属する月の2か月前までにお送りする「継続案内」に従ってお手続きをしてください。

自動継続できない場合や、商品改定等により保険料、補償内容等が変更となる場合があります。その際は別途お知らせいたします。

2 保険金の請求について

契約概要　注意喚起情報

当社へ保険金を請求する際は、保険金の請求に必要な書類を診療日（入院の場合は退院日）から30日以内に所定フォームからご提出ください。

3 保険金をお支払いする時期について

契約概要　注意喚起情報

保険金の請求手続きに必要な書類等のすべてを当社が受理した日から、その日を含めて30日以内に保険金をお支払いいたします。ただし、特別な調査・照会等が必要となる場合は、「ペット医療費用保険普通保険約款・特約」で別途定める日数を経過する日までに保険金をお支払いします。

4 保険料控除

注意喚起情報

当商品は、保険料控除の対象になりませんのでご注意ください。

5 少額短期保険業者が経営破綻した場合の取扱い

注意喚起情報

当社は少額短期保険業者であり、保険契約者保護機構による資金援助等の適用はありません。また、この保険契約は、保険契約者保護機構への移転等の補償対象契約に該当しません。

6 保険期間中の保険料の増額または保険金の削減

注意喚起情報

保険契約の計算基礎に著しく影響を及ぼす状況変更が発生したときは、保険期間中に保険料の増額または保険金額の減額を行うことがあります。また、想定外の事象発生により、当社の収支に著しい影響を及ぼす状況変更が生じた場合は、保険金を削減して支払うことがあります。

7 少額短期保険業者について

注意喚起情報

当社は保険業法に定める「少額短期保険業者」です。少額短期保険業者が引き受けることのできる保険契約については、次のような制限があります。

1. 損害保険分野については、保険期間2年以内、保険金額1,000万円以下となります。なお、このペット保険は保険期間1年です。
2. 同一の被保険者についてお引受けするすべての保険の保険金合計額は1,000万円以内です。
3. 同一の保険契約者についてお引受けするすべての保険の保険金合計額は10億円以内です。

8 個人情報の取扱いについて

注意喚起情報

当社の個人情報の取扱いについては以下のとおりとさせていただきます。

1 個人情報の適正な取得

当社は、業務上必要な範囲内で、かつ、適法で公正な手段により個人情報を取得・利用します。

2 個人情報の利用目的

当社は、取得した個人情報（個人番号および特定個人情報を除く）を、以下の目的に必要な範囲で利用します。

（ア）保険業務および付帯・関連するサービスの販売・案内・提供（保険契約の引受審査、維持・管理、査定業務等）
（イ）当社グループ会社・提携先企業会社とその関連会社の商品・サービス・イベントキャンペーン・セミナー等に関する情報の案内
（ウ）市場調査およびデータ分析やアンケート等による保険商品や関連するサービス等の研究・開発
（エ）再保険契約の締結、再保険契約に基づく通知および再保険金の請求
（オ）お問合せ・依頼等への対応、その他お客さまとの取引を適切かつ円滑に履行するため

3 個人データの第三者への提供

当社は、以下の場合を除き、ご本人の同意なく第三者に個人データ（個人番号および特定個人情報を除く）を提供しません。

（ア）法令に基づく場合
（イ）利用目的の達成および 当社の業務遂行上必要な範囲内で、保険代理店、動物病院等の業務委託先に提供する場合
（ウ）当社のグループ会社および提携先企業とその関連会社との間で共同利用を行う場合

4 個人データおよび特定個人情報等の取扱いの委託

当社は、利用目的の達成に必要な範囲において、個人データおよび特定個人情報等の取扱いを外部に委託することがあります。当社が外部に個人データおよび特定個人情報等の取扱いを委託する場合には、委託先に対する必要かつ適切な監督を行います。

（ア）保険契約の募集に関わる業務
（イ）損害調査に関わる業務
（ウ）情報システムの開発・保守・運用に関わる業務
（エ）支払調書等の作成および提出に関わる業務
（オ）個人番号関係事務に係る業務

9 ご相談・苦情に関するお問合せ窓口

お問い合わせフォーム	https://share.hsforms.com/1kAHhs_-eRR6kTHuHSReBnQcdIzm

10 支払時情報交換制度

当社は、（社）日本少額短期保険協会、少額短期保険業者および特定の損害保険会社とともに保険金等のお支払いまたは、保険契約の解除、取消、もしくは無効の判断の参考とすることを目的として、保険契約に関する所定の情報を相互照会しております。

※「支払時情報交換制度」に参加している各少額短期保険業者等の社名につきましては、（社）日本少額短期保険協会ホームページ（http:www.shougakutanki.jp/）をご参照ください。

11 指定紛争解決機関

注意喚起情報

当社との間で問題を解決できない場合には、以下の指定紛争解決機関にご相談することができます。

一般社団法人 日本少額短期保険協会 「少額短期ほけん相談室」	TEL:0120-82-1144　/ FAX:03-3297-0755 【受付時間】9:00～12:00、13:00～17:00 【受付日】月曜日から金曜日（祝日ならびに年末年始休業期間を除く） 【URL】http://www.shougakutanki.jp/general/consumer/consult.html

202411T069